

【令和5年4月1日施行】

学 則

吉田学園動物看護専門学校

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、動物看護に関する知識及び技術を教授するとともに、人と動物のふれあい・きずなの理念を大切にし、豊かな心で動物と接することができる有為な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、吉田学園動物看護専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市東区北16条東5丁目4番7号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
文化・教養	専門課程	愛玩動物看護師学科	昼 間	3年	36人	108人	3学級
文化・教養	専門課程	トリマー学科	昼 間	2年	30人	60人	2学級
文化・教養	専門課程	トリマー専攻科	昼 間	1年	18人	18人	1学級

(在学年限)

第6条 本校に在学することができる期間は、修業年限の倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年、学期の終始期)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの学科において、前後期の終始期を変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日。
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日。
 - (3) 吉田学園創立記念日 9月15日。
 - (4) 夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、春季休業日。
- 2 前項（4）の休業日については各学科及び学年毎に、年度当初に校長が定める。
 - 3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の休業日に授業を行うことができる。
 - 4 校長は、必要により第1項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 5 第1項に定めるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業時数及び職員組織

(教育課程、授業時数、始業及び終業)

第9条 本校の教育課程、単位数及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とする。卒業までに履修させる授業時数は、愛玩動物看護師学科にあっては2,485時間、トリマー学科にあっては1,935時間以上、トリマー専攻科にあっては990時間とする。
- 3 本校の始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、1単位の授業時数を45時間の修得を必要とする内容を持って構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習にあっては15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技にあっては30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行う。

- 2 科目の出席時数が既定の時数に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

- 3 成績の評価は100点満点とし、A（80点以上）、B（79点から70点）、C（69点から60点）、D（60点未満）をもって表示し、A、B及びCを合格とし単位を修得したものとする。ただし、実習・集中講義及び入学前に取得し学校が認定する単位等特別な場合は、認定単位とし、「N」をもって表示することができ、4段階評定法の「C」以上にあたる。
- 4 その他、成績評価に関しての詳細は別に定める。

（他の専修学校等における授業科目の履修等）

第12条 学生が本校在学中に行った、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。ただし、当該学科の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

（入学前の授業科目の履修等）

第13条 学生が本校に入学する前に行った、他の専修学校の専門課程における授業科目の履修及び、大学等における学修について教育上有益と認めるときは、本校において履修したものとして認定することができる。

- 2 前項により本校において履修したものとして認定することができる授業時数（単位数）は、前条により本校において履修したものとして認定した授業科目と合わせて当該学科の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

（職員組織）

第14条 本校に校長、教員、講師、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

（会 議）

第15条 校長は、学校の適切な運営及び教育の充実を図るため、各種会議を置く。

- 2 会議の種類、構成及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

（入学資格）

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- （2）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- （3）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）。
- (6) 修業年限が 3 年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
- (7) その他本校において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で 18 歳に達した者。

（入学時期）

第 17 条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

（入学手続、許可）

第 18 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第 32 条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して募集要項に定める選考方法により、合格者を決定する。
- (3) 本校の入学許可を受けようとする者は、所定の誓約書に入学金及び授業料等を添え、指定の期日までに提出しなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われないうとき、又は出願書類及びその他の書類に虚偽の記載があるときは、入学の許可を取り消すことがある。

（転入学及び編入学）

第 19 条 本校に転入学又は編入学を志望する者があるとき、校長は欠員のある場合に限り、選考の上転入学又は編入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が定める。
- 3 転入学及び編入学に必要な事項は別に定める。

（転学及び転科）

第 20 条 学生が他の学校への転学又は他の学科への転科を希望するときは、理由を記した書類を添えて、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 転学及び転科に必要な事項は別に定める。

（欠席）

第 21 条 学生が病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。

(休 学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、就学することのできない者は、校長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の理由が病気による場合は、医師の診断書を添付して願い出なければならない。
- 3 病気のため就学が不相当と認められる者に対しては、校長は休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、引続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合校長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 5 休学期間は通算して修業年限を超えることはできない。
- 6 休学期間は第6条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第23条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、復学の許可を願い出るものとし、校長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第24条 退学しようとする者は、理由を記した書類を添えて、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、所定の会議の議を経て校長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期行方不明の者。
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者。
- (3) 授業料、その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (4) 第6条に定める在学年限内に卒業ができないことが確定した者。
- (5) 第22条に定める休学期間を超えても、なお復学もしくは退学の手続をしない者。

(復 籍)

第26条 前条各号の事由によって除籍された者が、除籍の事由が解消され、かつ、復籍願を校長に提出した場合は、所定の会議の議に諮り、復籍を認めることがある。

- 2 復籍を許可されたものに対し必要な事項は別に定める。

(卒業 ・ 課程修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、修業年限以上在学し、教育指導計画に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められたときは、所定の会議の議を経て各学年の課程の修了又は卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対して別記第1号様式の卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第28条 前条により、文化・教養専門課程愛玩動物看護師学科、トリマー学科を修了した者は、専門士(文化・教養専門課程)の称号を授与する。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者による授業科目の履修を許可しない。

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第30条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長は所定の会議に諮り褒賞することができる。

(懲 戒)

第31条 校長は、本校の規則若しくは命令に違反し、又は本校の学生としての本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第32条 授業料、入学金その他の費用は、別表第2のとおりとする。ただし、経済情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができる。

(納付金の納入時期)

第33条 学生は前条に定める納付金を、所定の期日までに納入しなければならない。納入方法については別に定める。

(納入金の不返還)

第34条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く納入金を返還する場合がある。

(納入の特例)

第35条 特待生や休学等により特別の事由が発生したときは、第32条及び第33条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第8章 健康管理

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育)

第37条 本校は、附帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

科 名	昼夜の別	修業期間	授業時数	総定員
ペットケア科	昼 間	1年以内	400時間以内	100人
ペットケア科	夜 間	1年以内	400時間以内	100人

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第10章 雑 則

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から実施する。

(標記、第1条、第12条及び条項の改正)

附 則

この学則は、平成16年8月1日から実施する。

(第22条、第23条の改正)

附 則

この学則は、平成17年4月1日から実施する。

(第13条別表第1の改正)

附 則

この学則は、平成18年4月1日から実施する。

(条文の整理・追加及び教育課程の見直しによる改正)

附 則

この学則は、平成19年4月1日から実施する。

(別表第2(第31条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成20年4月1日から実施する。

(第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成21年4月1日から実施する。

(第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成22年4月1日から実施する。

(第9条、別表第1(第9条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成23年4月1日から実施する。

(別表第2(第31条関係)の改正)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

(別表第 1 (第 9 条関係)、別表第 1 号様式 (第 2 6 条関係) の改正)

ただし、変更後の各規定については、平成 24 年度の入学生から適用し、平成 24 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

(文言整理による関係条文 (第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 1 1 条、第 1 6 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 5 条、第 2 6 条、第 2 7 条、第 2 8 条、第 3 0 条、第 3 2 条、第 3 3 条) の改正)

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。ただし変更後の教育課程変更による関係条文 (第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係) について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第 9 条、別表第 1 (第 9 条関係) の改正)

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。ただし、変更後のトリマー学科の新設による関係条文及び教育課程変更による関係条文について、実施日の前日に在学する学生は、なお従前の例による。

(トリマー学科の新設による関係条文 (第 5 条、第 9 条、別表第 1 (第 9 条関係)、別表第 2 (第 3 1 条関係) 及び別記第 1 号様式 (第 2 6 条関係))、教育課程変更による関係条文 (第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係))、校舎表記の変更による関係条文 (第 3 条)、卒業証書変更による関係条文 (別記第 1 号様式 (第 2 6 条関係)) の改正)

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(称号の付与による関係条文 (第 2 7 条、別記第 1 号様式 (第 2 6 条関係)) の改正)

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。ただし変更後の教育課程変更による関係条文 (第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係) について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第 9 条、別表第 1 (第 9 条関係) の改正)

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(文言変更による関係条文 (第 1 条) 及び校舎位置の一部削除による関係条文 (第 3 条) 並びに卒業証書変更による関係条文 (別記第 1 号様式 (第 2 6 条関係) の改正)

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、変更後の教育課程変更による関係条文 (第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係) について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(第 9 条、別表第 1 (第 9 条関係) の改正)

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

(第 2 6 条の追加)

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。ただし、変更後の教育課程変更による関係条文 (第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係)) 及び納付金変更による関係条文 (別表第 2 (第 32 条関係)) について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(学科名称及び修業年限、教育課程並びに納付金変更による関係条文 (第 5 条、第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係)、第 2 8 条、別表第 2 (第 3 2 条関係)、別記第 1 号様式 (第 2 7 条関係) の改正)

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。ただし、変更後の教育課程変更による関係条文 (第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係)) について、実施日の前日に在籍する学生は、なお従前の例による。

(教育課程 (トリマー学科並びにトリマー専攻科) 変更による関係条文 (第 9 条及び別表第 1 (第 9 条関係) の改正)

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時間数

文化・教養分野 専門課程 愛玩動物看護師学科

授 業 科 目			単 位	年間授業時間数			総授業時間数	備考
				第1学年	第2学年	第3学年		
必修科目	基礎動物学	生命倫理・動物福祉	2	30			30	
		動物形態機能学Ⅰ	2	30			30	
		動物形態機能学Ⅱ	2	30			30	
		動物形態機能学Ⅲ	2		30		30	
		動物形態機能学Ⅳ	2		30		30	
		動物繁殖学	2			30	30	
		動物行動学	2	30			30	
		動物栄養学Ⅰ	2		30		30	
		動物栄養学Ⅱ	2		30		30	
		比較動物学Ⅰ	2			30	30	
		比較動物学Ⅱ	2			30	30	
		動物看護関連法規	1			15	15	
		動物愛護・適正飼養関連法規	1		15		15	
	基礎動物看護学	動物看護学概論	2		30		30	
		動物病理学	2			30	30	
		動物薬理学Ⅰ	2		30		30	
		動物薬理学Ⅱ	2			30	30	
		動物感染症学Ⅰ	2		30		30	
		動物感染症学Ⅱ	2		30		30	
		動物感染症学Ⅲ	2			30	30	
		公衆衛生学Ⅰ	2			30	30	
		公衆衛生学Ⅱ	2			30	30	
	臨床動物看護学	動物内科看護学Ⅰ	2	30			30	
		動物内科看護学Ⅱ	2		30		30	
		動物内科看護学Ⅲ	2		30		30	
		動物外科看護学Ⅰ	2		30		30	
		動物外科看護学Ⅱ	2			30	30	
		動物臨床看護学総論	2	30			30	
		動物臨床看護学各論Ⅰ	2	30			30	
		動物臨床看護学各論Ⅱ	2		30		30	
		動物臨床看護学各論Ⅲ	2		30		30	
		動物臨床看護学各論Ⅳ	2			30	30	
		動物臨床検査学	2	30			30	
		動物医療コミュニケーション	2		30		30	

文化・教養分野 専門課程 愛玩動物看護師学科（つづき）

授 業 科 目			単 位	年間授業時間数			総授業 時間数	備考
				第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年		
必修科目	愛 護 ・ 適 正 飼 養 学	愛玩動物学Ⅰ	2	30			30	
		愛玩動物学Ⅱ	2	30			30	
		人と動物の関係学	2	30			30	
		適正飼養指導論Ⅰ	2	30			30	
		適正飼養指導論Ⅱ	2	30			30	
		動物生活環境学	2	30			30	
		ペット関連産業概論	2	30			30	
	実 習	動物形態機能学実習	1			30	30	
		動物内科看護学実習Ⅰ	1		30		30	
		動物内科看護学実習Ⅱ	1		30		30	
		動物内科看護学実習Ⅲ	1			30	30	
		動物内科看護学実習Ⅳ	1			30	30	
		動物外科看護学実習Ⅰ	1		30		30	
		動物外科看護学実習Ⅱ	1			30	30	
		動物外科看護学実習Ⅲ	1			30	30	
		動物臨床看護学実習Ⅰ	1			30	30	
		動物臨床看護学実習Ⅱ	1			30	30	
		動物臨床検査学実習Ⅰ	1	30			30	
		動物臨床検査学実習Ⅱ	1		30		30	
		動物愛護・適正飼養実習Ⅰ	1	30			30	
		動物愛護・適正飼養実習Ⅱ	1	30			30	
		動物看護総合実習Ⅰ	1	65			65	
		動物看護総合実習Ⅱ	1		65		65	
		動物看護総合実習Ⅲ	2			90	90	
	小 計		98	605	620	615	1,840	

文化・教養分野 専門課程 愛玩動物看護師学科（つづき）

授 業 科 目			単 位	年間授業時間数			総授業時間数	備考
				第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年		
必修科目	独自科目	愛玩対策Ⅰ	3	45			45	
		愛玩対策Ⅱ	3		45		45	
		グルーミング演習Ⅰ	2	60			60	
		グルーミング演習Ⅱ	2		60		60	
		グルーミング演習Ⅲ	2		60		60	
		グルーミング演習Ⅳ	2			60	60	
		ゼミⅠ	1	30			30	
		ゼミⅡ	2			30	30	
		ビジネスマナーⅠ	2	30			30	
		ビジネスマナーⅡ	2	30			30	
		ビジネスマナーⅢ	1		15		15	
		動物災害看護学Ⅰ	2		30		30	
		動物災害看護学Ⅱ	2			30	30	
		国家試験対策Ⅰ	2		30		30	
		国家試験対策Ⅱ	2			30	30	
	国家試験対策Ⅲ	4			60	60		
小 計			34	195	240	210	645	
総 合 計			132	800	860	825	2,485	

別表第1 (第9条関係)

教育課程及び授業時間数

文化・教養分野 専門課程 トリマー学科

授 業 科 目		単 位	年間授業時間数		総授業 時間数	備 考
			第1学年	第2学年		
必修 科目 (専門 分野)	グルーミング演習Ⅰ	1	30		30	
	グルーミング演習Ⅱ	1	30		30	
	グルーミング演習Ⅲ	1		30	30	
	グルーミング演習Ⅳ	1		30	30	
	コンパニオンアニマル(ネコ)	2	30		30	
	コンパニオンアニマル(イヌ)	2	30		30	
	動物看護学Ⅰ	2	30		30	
	動物看護学Ⅱ	2	30		30	
	動物看護学Ⅲ	2		30	30	
	動物看護学Ⅳ	2		30	30	
	動物災害看護学	2		30	30	
	愛玩対策Ⅰ	3	45		45	
	愛玩対策Ⅱ	3		45	45	
	ペット栄養学Ⅰ	2		30	30	
	ペット栄養学Ⅱ	1		15	15	
	ペットショップ経営	1	15		15	
	グルーミング実習Ⅰ	8	240		240	
	グルーミング実習Ⅱ	8	240		240	
	グルーミング実習Ⅲ	8		240	240	
	グルーミング実習Ⅳ	8		240	240	
	しつけ・トレーニング演習Ⅰ	1	30		30	
	しつけ・トレーニング演習Ⅱ	1		30	30	
	施設見学・特別講義Ⅰ	1	30		30	
	施設見学・特別講義Ⅱ	1		30	30	
	店舗実習Ⅰ	2	60		60	
	店舗実習Ⅱ	4		120	120	
	小 計	70	840	900	1,740	

トリマー学科 つづき

授 業 科 目		単 位	年間授業時間数		年間授業時間数	備 考
			第1学年	第2学年		
必修科目 (一般分野)	アートクリエイティブⅠ	1	15		15	
	アートクリエイティブⅡ	1		15	15	
	就職セミナー	1		15	15	
	コンピュータ演習Ⅰ	1	30		30	
	コンピュータ演習Ⅱ	1	30		30	
	コンピュータ演習Ⅲ	1		30	30	
	ビジネスマナーⅠ	2	30		30	
	ビジネスマナーⅡ	2	30		30	
	小 計	10	135	60	195	
総 合 計		80	975	960	1,935	

別表第1（第9条関係）

教育課程及び授業時間数

教育課程及び授業時間数 文化・教養分野 専門課程 トリマー専攻科

授 業 科 目		単 位	年間授業 時 間 数	備 考
必修科目 （専門分野）	グルーミング演習Ⅰ	1	30	
	グルーミング演習Ⅱ	1	30	
	コンパニオンアニマル（ネコ）	2	30	
	コンパニオンアニマル（イヌ）	2	30	
	動物看護学Ⅰ	2	30	
	動物看護学Ⅱ	2	30	
	愛玩対策Ⅰ	3	45	
	ペットショップ経営	1	15	
	グルーミング実習Ⅰ	8	240	
	グルーミング実習Ⅱ	8	240	
	しつけ・トレーニング演習Ⅰ	1	30	
	施設見学・特別講義Ⅰ	1	30	
	店舗実習Ⅰ	2	60	
必修科目 （一般分野）	アートクリエイティブⅠ	1	15	
	就職セミナー	1	15	
	コンピュータ演習Ⅰ	1	30	
	コンピュータ演習Ⅱ	1	30	
	ビジネスマナーⅠ	2	30	
	ビジネスマナーⅡ	2	30	
合 計		42	990	

別表第2（第32条関係）

授業料、入学金その他の費用

<文化・教養分野 専門課程>

学 科 \ 区 分	入学検定料	入学金 (初年度のみ)	授業料 (年間)	教育充実費 (年間)
愛玩動物看護師学科	20,000円	100,000円	690,000円	190,000円
トリマー学科	20,000円	100,000円	690,000円	190,000円
トリマー専攻科	20,000円	100,000円	690,000円	190,000円

別記第1号様式（第27条関係、愛玩動物看護師学科）

第 号	契 印	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日 右の者は本校専門課程何々学科（三年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（文化・教養専門課程）と称することを認める	校 印	卒業証書
				氏 名 年 月 日生	

備考 何々学科には学科名を記載するものとする。

別記第1号様式（第27条関係、トリマー学科）

第 号	契 印	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日 右の者は本校専門課程何々学科（二年）の課程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号による職業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（文化・教養専門課程）と称することを認める	校 印	卒業証書
				氏 名 年 月 日生	

備考 何々学科には学科名を記載するものとする。

別記第1号様式（第27条関係、 トリマー専攻科）

第 号	契 印	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 校長 氏 名 印	年 月 日 の課程を卒業したことを証する 本専修学校の専門課程トリマー専攻科（二年）	校 印	卒業証書
				氏 名 年 月 日生	

附帯教育事業の修了証書

第 号	契 印	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 校長 氏 名 印	本校附帯教育事業の〇〇科の 課程を修了したことを証する	校 印	修了証書
				氏 名 年 月 日生	

備考 〇〇科は科名を記載するものとする。